

議案 (4)

生涯現役夢追塾同窓会会則

(名称)

第1条 この会は、生涯現役夢追塾同窓会（以下「本会」という）と称する

(目的)

第2条 「生涯現役夢追塾」で学んだ会員が、学びを継続し夢の実現及び社会貢献を实践する等、生涯現役を貫くため、将来にわたって会員間の相互支援と親睦を図ることを目的とする

(事務局)

第3条 本会は事務局を生涯現役夢追塾同窓会会長宅に置く

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって構成する

1. 正会員 夢追塾卒業生で各同期会会員（同期会会員は同窓会会員となる）
2. 準会員 夢追塾在塾生
3. 特別会員 役員会で推挙された人

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行なう

1. 会員の夢の実現に対する情報交換及び支援、協力
2. 社会貢献活動の实践及び要請に対応
3. 夢追塾運営に対する協力
4. 同窓会だよりの発行
5. その他目的を達成するための事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

1. 会長 1名 役員会において、同窓会会員の中から選任し、総会で承認を得る
2. 副会長
会長以外の各同期会会長が務める
3. 事務局長 1名 役員会において、会長とともに同窓会会員の中から選任し、総会で承認を得る
4. 事務局次長 若干名 会長が指名する
5. 会計 1名 会長が指名する
6. 幹事 各期よりの推薦者（3名～5名／期）
7. 会計監査 1名 定期総会で選出する

(役員任期と選出方法)

第7条 役員任期は次の通りとする

1. 会長と事務局長は、原則卒業生の期数の若い順に2つの期が合同で2年間を担当する
任期は原則2年とし、再任はしない
2. 副会長以下、各期から選任される役員任期については、各期に一任する
3. 事務局次長、会計の任期については、原則2年とする
4. 途中選出された役員任期は、前任者の残任期間とす。
5. 会長と事務局長の候補者不在の場合は「有志による同窓会次期役員選出委員会」を設置し協議する

(役員職務)

第8条 役員職務は次の通りとする

1. 会長 会を代表し、会務を統括する
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは会長職務を代理する
3. 事務局長 会長を補佐し、会務の執行にあたる

4. 事務局次長 事務局長の任務を補佐する
5. 会計 本会の会計処理を行う
6. 幹事 各同期会は会務の執行にあたる幹事を3名程度選任する
さらに、幹事等より連絡委員と広報委員を選任する
7. 会計監査 会計処理を監査し、その結果を総会に報告する

(会議)

第9条 本会は、次の会議を行なう

定期総会及び臨時総会の成立は過半数（正会員、含委任状）の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。可否同数の時は議長が決す。

1. 定期総会 年一回（4月又は5月に）開催する
事業計画・事業報告、予算・決算、会則の改定その他を審議する
議長は会長が務める
2. 臨時総会 会長等（会長・副会長）又は役員会が必要と認めたとき開催する
目的達成に必要な事項を審議する
議長は会長、もしくは会員の中から選出する
3. 役員会総会の前及び会長等が必要と認めたとき開催する
総会提案事項及び会長等が必要と認めた事項を審議する
4. 委員会 会長等が必要と認めたとき設置し、活動終了後解散する
会長等が認めたとき、正会員以外も参加させることが出来る

(会計)

第10条 本会は年会費及びその他の収入をもって経費に当てる

1. 年会費 500円/人（会費は同期会で徴収する）
2. 用途は、総会にて決定された事項、および役員会にて同窓会運営に必要と認められた事項の経費とする
3. 事業費（懇親会費等）は、その都度出席会員から会費を徴収する
4. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする
5. 年一回会計監査を受け、結果を定期総会で報告する
6. 準会員、特別会員の年会費は無料とする
7. 年会費の徴収は、諸状況、同窓会残高等を考慮し非徴収とすることもできる。

(後援)

第11条 会員（団体を含む）の事業で、本会に後援を依頼する場合は、別途定める名義使用申請書（様式1）を作成し、当該期の会長経由事務局に提出後、役員会の承認を得ることを要するものとする
ただし、過去に後援実績のある事業については、会長の承認を得ることで、役員会の承認を省略することができるものとする

(細則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、細則として定め、役員会で、承認を受けて実施し、総会で報告する

附 則 この会則は平成21年 5月31日から施行する

平成22年5月22日一部改正

平成23年5月21日一部改正（2, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11条）

平成29年5月13日一部改訂（5, 6, 7, 8, 9, 10, 11条）

平成30年5月19日一部改訂（6, 7, 9条）

令和2年5月16日一部改訂（10条）

令和4年5月14日一部改訂（3, 4, 7条）